

IFRSをめぐる動向 第48回 リース会計

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。

今回は、IASB と FASB (以下、「両審議会」) が取り組んでいるリース会計に関するプロジェクトについて取り上げます。両審議会は、2012 年7月にこのプロジェクトの実質的な検討(再審議)を一旦終了しており、見直し後の提案を2013年第1四半期に再公開草案として公表することを予定しています^①。以下では、見直しが行われた主な項目の概要と、その中から、特に時間をかけて議論され、2012年6月に仮決定に至った借手の費用認識パターンに関する合意事項について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 経緯とこれまでの主な検討状況

両審議会は、2006年にリースのプロジェクトを開始して以降、長期にわたってリース会計に関する検討を続けてきました。現行のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止し、基本的に、すべてのリースについて、契約から生じる権利(リース物件(以下、「原資産」)を使用する権利)と義務(リース料を支払う義務)を資産と負債として借手の貸借対照表上で認識し、財務報告の改善を図ることが主たる目的です。2010年8月に公表された公開草案でもその目的に沿った提案が行われ、再審議を経た現在においても、その根幹部分の提案に変更はありません。

ただし、公開草案で示された各種の提案に対しては関係者からさまざまな懸念も寄せられました。特に多くの懸念が寄せられていたのは、以下のような項目です。

- ①借手の費用認識パターン
- ②貸手の会計処理(複合モデル)
- ③更新・解約オプション
- ④変動リース料
- ⑤リースの定義

両審議会は、2011年1月から再審議を開始し、これらの項目を中心に提案の見直しを進めました。公開草案における提案と見直し後の提案の概要は次のとおりです。

| 項目 | 公開草案における提案 | 見直し後の提案 |
|-----|---------------------|---------------------|
| ①借手 | 使用权資産の償却(通常、定額)とリース | 次の2つのアプローチを原資産の消費の程 |

| | | |
|---|---|---|
| の費用 認識パ ターン | 債務に関する利息認識により、前倒しの費用計上となる。 | 度に基づき使い分ける。 A) 前倒しの費用計上となる公開草案と同様のアプローチ B) 定額のリース費用となるアプローチ |
| ②貸手 の会計 処理(複 合モデ ル) | 次の2つのアプローチを、原資産の重要なリスクと便益の留保の程度に応じて使い分ける。 A) 認識中止アプローチ B) 履行義務アプローチ | 次の2つのアプローチを原資産の消費の程度に基づき使い分ける。 A) 債権・残存資産アプローチ(認識中止アプローチと類似) B) オペレーティング・リースと同様の会計処理 |
| ③リース 期間(更 新・解約 オプショ ン) | リースの更新・解約オプションの影響を考慮し、発生しない可能性よりも発生する可能性が高い最長の期間を見積ってリース期間とする。 | 解約不能期間に加え、リースの更新オプションを行使する(または解約オプションを行使しない)重要な経済的インセンティブがある場合にはその更新可能な期間を含めた期間をリース期間とする。 |
| ④変動リ ース料 | すべての変動リース料について期待値を見積り、リースの資産・負債の測定に含める。 | 次の変動リース料のみリースの資産・負債の測定に含める。 A) 指数やレートに基づく変動リース料 B) 実質的に固定されたリース料といえる変動リース料 上記以外の使用量(走行距離など)や業績(借手の売上高など)に基づく変動リース料は含めない。 |
| ⑤リース の定義 | 「特定資産を使用する権利が、一定の期間にわたり、対価と交換に移転される契約」をリースと定義し、現行基準(IAS 第17号または FASB-ASC Topic 840)における具体的な指針を実質的に引き継ぐ。 | 基本的に、公開草案と同様の定義を踏襲する。ただし、契約がリースに該当するかを判断する際の「特定資産」と「使用を支配する権利の移転」に関する具体的な指針を変更する(例えば、収益認識プロジェクトにおける支配の考え方をを用いるなど)。 |

3. 借手の費用認識パターン2つのアプローチ

(1) 2つのアプローチの概要と背景

上記2で挙げた項目のうち、特に時間をかけて議論が行われていたのが①の借手の費用認識パターンについてでした。これについて、両審議会は、2012年6月の会議で異なる費用認識の

パターンを伴う2つのアプローチを借手の会計処理として設けることを仮決定しています。この2つのアプローチとは次のようなものです。

A) 前倒しの費用計上となるアプローチ

B) 定額のリース費用となるアプローチ

A)のアプローチは、公開草案で提案されたものと同様のアプローチであり、利息・償却(I&A)アプローチとも呼ばれています。リース取引を非金融資産(使用権資産)の取得とそのためのファイナンス(リース債務)からなる取引と考え、使用権資産とリース債務を別々に認識し測定する結果、通常、前倒し(front-loaded)の費用計上となるアプローチです(詳細は、下記(2)を参照)。

しかし、このような考え方に対しては、リース取引の形態は多岐にわたり、例えば、不動産の賃貸借取引など、前倒しの費用計上では取引の経済的実質を適切に表さない取引があるといった懸念も寄せられました。

こうした懸念に対処するため、B)の定額(straight-line)のリース費用となるアプローチ(単一のリース費用(SLE)アプローチとも呼ばれています)の要否についての検討が開始されました。繰り返し審議が行われ、関係者へのアウトリーチなども経て、最終的には両審議会共通の暫定合意として、定額のリース費用となるアプローチを含む2つのアプローチを借手の会計処理として設けることが決定されました。

なお、前述のとおり、資産・負債の計上という観点からは、すべてのリースについて使用権資産とリース債務を計上する公開草案の提案から変更はありません(短期リースは除く)。

(2) 前倒しの費用計上となるアプローチ(または I&A アプローチ)

このアプローチでは、リース開始時に使用権資産とリース債務をリース料総額の現在価値で計上したうえで^②、使用権資産を規則的な方法で償却し(通常、定額で償却)、リース債務を実効金利法による償却原価で測定して利息費用(前倒しの費用)を認識することになります。この結果、定額の償却費と前倒しの利息費用を合わせたリース費用全体でも前倒しの費用計上となります。

このアプローチの貸借対照表(BS)と損益計算書(PL)への影響を5年のリース契約の例で示すと次のようになります(小数点以下は四捨五入して表示しています)。

(例) X0 年度期末において次の条件のリース契約を締結した(割引率は6%とする)。

- ・リース期間5年
- ・年間リース料 25(期末均等払い。リース料総額 125。割引現在価値 105)

○5年間の BS と PL への影響

| | | X0年 | X1年 | X2年 | X3年 | X4年 | X5年 | 合計 |
|----|---------|-------|------|------|------|------|-----|-----|
| BS | 使用権資産 | 105 | 84 | 63 | 42 | 21 | — | — |
| | リース債務 | (105) | (87) | (67) | (46) | (24) | — | — |
| PL | 償却費 *1 | — | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | 105 |
| | 利息費用 *2 | — | 6 | 5 | 4 | 3 | 1 | 20 |
| | リース費用合計 | — | 27 | 26 | 25 | 24 | 22 | 125 |

*1 リース料の割引現在価値 105 で計上した使用権資産を5年の定額で償却(105÷5年)。

*2 X1年度の利息費用6は、リース債務を実効金利法で測定し算定(105×6%)。

(3)定額のリース費用となるアプローチ(または SLE アプローチ)

このアプローチは、リース開始時に使用権資産とリース債務をリース料総額の現在価値で計上し、リース債務を実効金利法による償却原価で測定する点では上記(2)と同様です。そのうえで、このアプローチではリース料総額をリース期間にわたって均等に配分し、定額のリース費用を每期認識することになります(現行のオペレーティング・リースと基本的に同様)。なお、リース債務の償却原価測定により計算される利息相当額は、PL上で別建て表示せず、定額のリース費用の中に含まれる要素として扱うことになります(ただし、注記において、リース債務の期首・期末残高調整表の中でこの利息相当額の開示を求めることも仮決定しています)。

このアプローチのBSとPLへの影響を、前述と同じ設例で示すと次のようになります。

○5年間のBSとPLへの影響

| | | X0年 | X1年 | X2年 | X3年 | X4年 | X5年 | 合計 |
|----|----------|-------|------|------|------|------|-----|-----|
| BS | 使用権資産 *3 | 105 | 87 | 67 | 46 | 24 | — | — |
| | リース債務 *4 | (105) | (87) | (67) | (46) | (24) | — | — |
| PL | リース費用 *5 | — | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 125 |
| | リース費用合計 | — | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 125 |

*3 使用権資産は、定額のリース費用となるようリース債務残高の変動額と同額の変動を認識(債務残高の時間価値分(*4参照)と同額を増額し、リース費用(25)を減額)。

*4 リース債務は償却原価で測定(上記(2)と同様)。債務残高の時間価値分(105×6%=6)を増額し、実際のリース料支払額(25)を減額。

*5 各期のリース費用はリース料総額 125 の均等配分額(125÷5年=25)

4. 借手の費用認識パターン—2つのアプローチの区分の方法

(1)区分の方法

2012年6月の会議では、借手の2つのアプローチを使い分けるための区分の方法についても検討が行われました。

検討の結果、両審議会は、原資産の消費(consumption)の程度に基づきアプローチを使い分ける方法を用いることを仮決定しました。借手がリース期間中に原資産の重要でないとはいえ部分を取得し、消費する場合には、前倒しの費用計上となるアプローチを、そうでない場合には、定額のリース費用となるアプローチを適用することになります。

両審議会はまた、この原則の具体的な適用に際して、原資産の性質に基づき、次のような実務上の便宜を用いて判定を行うことを仮決定しています。

A)不動産以外の資産のリース

次の場合を除き、前倒しの費用計上となるアプローチを用いる。

- ① リース期間が原資産の経済的耐用年数に占める部分が 重要でない(insignificant) 場合
- ② 固定リース料の現在価値が原資産の公正価値と比較して 重要でない 場合

B)不動産のリース

次の場合を除き、定額のリース費用となるアプローチを用いる。

- ① リース期間が原資産の経済的耐用年数の 大部分(major part)を占める 場合
- ② 固定リース料の現在価値が原資産の公正価値の ほとんどすべて(substantially all)を占める 場合

この実務上の便宜により、不動産以外の資産(設備等)のリースには、基本的に、前倒しの費用計上となるアプローチが適用されることとなります。ただし、A)の①と②のいずれかに該当する場合には定額のリース費用のアプローチとなります。①と②における「重要でない(insignificant)」という水準をどの程度のものとするかによりますが、この見直し後の区分の方法によると、現行基準でオペレーティング・リースに分類し、定額で費用処理している設備等のリースについて、前倒しの費用計上となるアプローチを適用する場面が増える可能性があります。

一方、不動産のリースには、基本的に、定額のリース費用となるアプローチが適用されますが、B)の①と②のいずれかに該当する場合には前倒しの費用計上となるアプローチを適用することになります。また、A)とは異なり、B)の①と②の内容は、現行のIAS第17号におけるリースの分類要件と類似のものとなっています。結果として、不動産のリースについては、前倒しの費用となるリースと定額の費用となるリースの範囲が、現行のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの範囲と類似したものとなることが想定されます。

このような実務上の便宜に基づくアプローチの適用を整理すると、概ね次のようになると考えられます。

| | リースの原資産に対する割合 ^(注) | | |
|----------------------|------------------------------|-----------------------|------------------|
| | 重要でない (insignificant) | 重要だが、ほとんどすべて(大部分)ではない | ほとんどすべて(大部分)を占める |
| A)不動産以外の資産のリース | 定額のリース費用 | 前倒しの費用 | |
| B)不動産のリース | 定額のリース費用 | | 前倒しの費用 |
| (参考)現行 IAS 第 17 号の区分 | オペレーティング・リース | | ファイナンス・リース |

(注)リース期間が原資産の経済的耐用年数に占める割合、または、固定リース料の現在価値が原資産の公正価値に占める割合

(2)貸手の会計処理への影響

2012年6月の会議では、上記の区分の方法を貸手側にも適用するかどうか、借手側と合わせるべきかどうかについても検討が行われました。検討の結果、借手と貸手の対称性の維持や複雑性の回避などの観点から、貸手側の会計処理にも同様の区分の方法(実務上の便宜を含む)を用いることが仮決定されました。これにより、貸手は、不動産以外の資産のリースの場合には、基本的に債権・残存資産アプローチを適用し、不動産のリースの場合には、基本的にオペレーティング・リースと同様の会計処理を適用することになります。

5. 今後の予定

再公開草案の公表は2013年第1四半期に予定されており、120日間のコメント期間が設けられる予定です。プロジェクトのこれまでの進捗や今後の予定なども考慮すると基準の最終化は2014年にずれ込む可能性もあるといえます。

また、見直し後の多くの提案はIASBとFASBとの共通の提案となっていますが、必ずしも両審議会のすべてのメンバーが提案内容に合意しているものではなく、提案内容と異なる代替的な見解を提示する可能性があることを過去の会議で数名が示唆しています。例えば、複数のアプローチを設けることや、貸手の会計処理と収益認識プロジェクトにおける提案モデルとの整合性、開示の十分性などへの懸念が指摘されています。さらに、借手と貸手のアプローチの区分の方法(原資産の消費に基づく方法)についても、関係者から、現行基準と異なる方法を用いることの利点や不動産とそれ以外の資産のリースを区別することの妥当性を懸念する意見も生じてきています。

再公開草案の公表に際しては、見直し後の提案に加え、その影響に関する分析の提示も予定されていますので、このプロジェクトの今後の動向については、上記の懸念や提示される影響分析の内容も踏まえつつ引き続き注視していく必要があると考えられます。

なお、この文中の仮決定等は、IASB のウェブサイト等で公表されている情報に基づくものですが、今後の IASB 及び FASB の審議によっては、最終的な結果は異なることになる可能性がありますのでご注意ください。

① 2012 年 10 月 25 日現在の IASB の作業計画と FASB のテクニカルプランに基づいています。

② なお、取引コスト(契約に直接起因するコスト)があれば、使用権資産の測定に含められることとなります。